

ICカード乗車券取扱規則の一部改正（2022年6月15日九州旅客鉄道株式会社公告第1号）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
<p>(使用方法の特例)</p> <p>第17条の2 前条第1項の場合であって、別に定めるときは、小倉駅及び博多駅の新幹線乗換改札機において、旅客があらかじめ所持する新幹線に有効な乗車券等とSUGOCAとを併用して使用することができます。この場合、新幹線乗換改札機による改札をもって、利用エリア内の駅における自動改札機による改札とみなして取り扱います。</p>	<p>(使用方法の特例)</p> <p>第17条の2 前条第1項の場合であって、別に定めるときは、小倉駅、博多駅、久留米駅、熊本駅、川内駅及び鹿児島中央駅の新幹線乗換改札機において、旅客があらかじめ所持する新幹線に有効な乗車券等とSUGOCAとを併用して使用することができます。この場合、新幹線乗換改札機による改札をもって、利用エリア内の駅における自動改札機による改札とみなして取り扱います。</p>
(中略)	(中略)
<p>(当社以外の事業者が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第54条 当社以外の事業者が発行したICカード乗車券のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p>	<p>(当社以外の事業者が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第54条 当社以外の事業者が発行したICカード乗車券のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p>
(中略)	(中略)
<p>6 第3項の規定にかかわらず、第2項第1号に規定する発行事業者のICカード乗車券のうち携帯電話機を媒体としたものについては、第12条、第14条並びに第17条第2項及び第3項の規定は準用しません。</p>	<p>6 第3項の規定にかかわらず、第2項第1号及び第9号に規定する発行事業者のICカード乗車券のうち携帯電話機を媒体としたものについては、第12条、第14条並びに第17条第2項及び第3項の規定は準用しません。</p>
(以下略)	(以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（2009年2月5日九州旅客鉄道株式会社公告第11号）の一部を改正し、2022年6月25日から施行します。ただし、第54条第6項に係る改正規定は、2020年3月18日から適用します。